

資料 5

科学的助言機能・「提言」等の在り方の見直しについて（案）

令和3年12月 日本学術会議幹事会

「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和3年4月22日日本学術会議）を踏まえ、学術会議が社会の要請や課題を先取りし、学術分野横断的に、総合的俯瞰的な観点から科学的助言を行えるような仕組みを構築するため、以下のような見直しを行うこととします。

今回の見直しの目的は、わが国の科学者の内外に対する代表機関である日本学術会議として、人文・社会科学、生命科学、理学・工学の学術全分野にまたがる分野横断的な観点から、中長期的視点・俯瞰的視野に立って社会に説得力ある「意思の表出」を行うための改善をはかることにあります。そのために「意思の表出」の再編を行い、「提言」は従来と異なるカテゴリーとして再定義し、日本学術会議を表出主体とすることを提案いたします。これまで「提言」としていた、分野別委員会・分科会・若手アカデミーを表出主体とする「意思の表出」は、「見解」という新カテゴリーとして担保するとともに、分科会等が「提言」を提案するための制度設計も含んでいます。

第20期（平成17年〔2005年〕～平成20年〔2008年〕）までは、答申・勧告を含む「意思の表出」の全体をさして「日本学術会議の提言活動」と呼ぶこともあったようですが（広義の「提言」）、第20期の期末までに「提言」という語が、分野別委員会・分科会等が発出する「意思の表出」の一つのカテゴリーの呼称（狭義の「提言」）とされたために、やや混乱が生じました。今回の提案は、あくまで広義の提言・科学的助言活動の発展・充実を目的としています。世界のアカデミーが重視する科学的助言活動に対応した制度の再設計が急務であり、そのことは本年4月の総会決定で確認された通りです。

現在の学術会議の体制は、総合科学技術会議の報告「日本学術会議の在り方について」を受けた日本学術会議法改正（平成16年〔2004年〕）により発足した第20期に始まります。三部制導入や分野別委員会・分科会等の設置もこの時に行われました。同期には「意思の表出」も見直され、現行の「提言」というカテゴリーは、期末に近い第152回総会の会則改正で導入されました。実際に発出が始まるのは平成20年（2008年）と比較的近年のことです。その際には、学術会議による「意思の表出」を実効性あるものとすると同時に、数の増大に対応した質保証および負荷の問題が重要論点でした。また、同期の当初に分科会から発出するものとされた「対外報告」のカテゴリーが、期末までに文書の性格に即して「提言」と「報告」に区分されました。こうした経緯からは、「提言」「報告」等のカテゴリーは不変ではなく、その時々々に直面する課題や状況に応じて変更が加えられてきたと考えるのが妥当です。

I 日本学術会議の意思の表出方法について

1. 諮問に対する答申、勧告（日本学術会議法第4条・第5条）の扱い

現行規定のままとするが、積極的に活用するため、学術会議に諮問や審議依頼を行うことがふさわしい事項の例示や、学術会議が勧告を出す場合の方法・手順について今後検討する。

2. 要望、声明、提言、報告、回答（日本学術会議会則第2条）の扱い

- 「要望」、「声明」、「回答」の扱いは従来通りとし、幹事会の議を経て公表するものとする。ただし、現在までそれぞれの区分に曖昧な部分があり、引き続き検討を要する。委員会・分科会等から当該カテゴリーによる「意思の表出」の提起があった場合、現行制度では、総会の開催頻度などに鑑み会則により幹事会に委任されているが、重要度の特に高いものは総会決定を経るようになるなど、総会の役割を高める可能性も考える必要がある。
- 「提言」は「学術会議が科学的知見に基づき総合的・俯瞰的な見地から政府や関係機関、広く社会に向けた提案」と位置づけて新たなカテゴリーとして再定義し、科学者コミュニティの代表としての必要な意見等に限定し、表出主体も「学術会議」とする。（幹事会の議を経て公表するものとする。）

- 新たに「見解」という「意思の表出」のカテゴリーを設け、部、委員会、分科会又は若手アカデミーが科学的知見に基づき専門的な見地から政府や関係機関、広く社会に向けた提案を発表し、又は、社会的な議論を喚起するため取り扱う課題に関する多様な意見を提示するものとし、表出主体は「部、委員会等」とする。(科学的助言等対応委員会の議を経て公表するものとするが、その運用のあり方は引き続き検討する。)
- 「回答」についても必要に応じて行うが、審議依頼できる者の範囲・資格、依頼機関等からの情報提供その他のあり方についてさらに検討が必要である。あわせて、政府からの審議依頼については、審議に必要な経費を受領する可能性についても検討する。
- 「報告」の定義は従来通りとするが、部又は科学的助言等対応委員会の議を経て公表するものとする。
- 「意見の表出」の各カテゴリーの位置づけや策定手順をより明確にすることも検討が必要であることから、種類ごとにわかりやすく整理する。
- 「記録」については、「意思の表出」ではないが、部の責任において公表することができる。その他、分科会のみで決定するものや発出するものなどを設けるかについては今後さらに検討する。

II 「提言」等の在り方について

「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」(令和3年4月22日日本学術会議)(抜粋)

2 日本学術会議の意思の表出と科学的助言機能の強化

【改革の方向性】

日本学術会議からの意思の表出に求められる中長期的視点と俯瞰的視野と分野横断的な検討の3点が担保されているかをつねに自己点検し、学協会等の提言との役割分担も求められます。

【具体的な取組】

(1) 日本学術会議内部での意思形成の仕組みの改革

① 課題設定から意思決定までのプロセスの改革

課題設定に際しては、分科会等からのボトムアップの観点と広く社会からの課題解決への要請などを勘案した取組が求められます。そのために幹事会や各部・分野別委員会などのイニシアティブにより委員会・分科会間の横断的な交流・連携や合同審議・提言などを可能にし、またその結果を検証する仕組みを整えます【令和3年度10月総会までに検討】。

特に重要なもの、緊急性を要するものについては、従来も組織してきた臨時のワーキング・グループなどを参考に、会長や幹事会が主導して課題設定や横断的審議と意思の表出が行えるようになります。これらにより類似課題の提言等の重複、期末への集中、緊急対応の遅滞などを回避することを目指します。

(2) 外部との意見交換の多様化

日本学術会議の行う科学的助言に際しては、学術の側からの内発的な問題意識に加えて政府や広く社会の関心も徴して課題設定を図るとともに、受け手との不断の意見交換が必要です。極めて複雑化した自由で民主的な社会には、矛盾・対立する場合も含めて多様な要求や問題関心が存在することから、日本学術会議外との意見交換に際しては一元化されない多様な声に耳を傾ける姿勢が必要です。

① 学協会との連携

学協会が行う政策提言と日本学術会議の科学的助言活動には協働と差別化の両面が必要であり、調整のための意見交換が必要な場合があります。そこで、学協会と日本学術会議との対話の機会を拡大し、学協会との役割分担を踏まえた日本学術会議の提言活動を進めていきたいと考えます。

② 政策立案担当者等との意見交換

日本学術会議の提言等の多くは、法整備や行政的対応を必要とするものです。これらにより一層実効性を持たせるには、実際に政策立案・実施にあたる担当者(各省庁等の審議会委員を含みます)との協議が欠かせません。委員会・分科会や公開シンポジウムなどへの国や地方公共団体の政策担当者の招致はすでに広く行っており、これをさらに重視します。

③産業界、専門職団体その他各界との連携

産業界との対話の場の継続的・安定的な確保は極めて重要です。あわせて、社会を構成するさらに多様な人々との連携の強化もこれと並ぶ意義を有しています。日本学術会議がカバーする広がりやを勘案するならば、意見交換すべき相手には専門職団体・大学関係団体・NPO・NGO等々限らない広がりがあります。そのすべてに応えることは困難ですが、科学的助言の発出に際しては、可能な範囲で意見交換する機会を広く設定することとし、そのための定期・非定期的枠組みの構築を図ります。

④科学的助言の伝達・普及・評価のための取組

日本学術会議の策定した提言等は一年後を目途としたインパクト・レポートが義務づけられているものの、伝達や普及のための取組は必ずしも十分ではなく、せっかくの提言が生かされないきらいがありました。その打開のために第24期には記者懇談会や省庁への手交などに取り組みました。第25期にはかつてない頻度の記者会見などを通じて、科学的助言活動についても広く社会に伝える努力を重ねてきました。同様の努力を今後も継続するとともに、政策担当者等や各界との意見交換の場などを通じて、科学的助言が政策や社会にどのように受け止められ、どのような成果を生んだのかを不断に点検・評価する活動を強めます。

国際活動に関連して述べたとおり、国際的意義のある提言等の外国語への翻訳と国際機関等への伝達も検討課題に含めます。

1. 「意思の表出」の在り方についての見直し

(1) 分科会からのボトムアップ型（専門的で分野連携的なもの）の意思の表出の在り方

- 分科会等において新たなカテゴリーの「提言」としての発出がふさわしいのか、別の形で発出や取り組みがふさわしいのかについて事前に検討する。（学術会議を表出主体とする他の「意思の表出」のカテゴリーや分科会として出す新設の「見解」などの活用を含めて）
- 分科会等で「提言」とすることを想定している場合には、分科会における審議の早い段階で事前に「提言」としての発出の必要性等について分野別委員会や部において調整を行い、それを踏まえて科学的助言等対応委員会（会則改正補足資料参照）で確認する。
- 「提言」とする場合は、以下の確認事項をすべて満たす必要がある。

<確認事項（案）>

- 個別分野のみに関わり学協会等で代替可能ではないか。
- 読者・名宛人を明確にして立案しているか。
- 関係する市民や団体、関係機関などとの意見交換の場を設けているか。
- 異論に対する公平な取り扱いがなされているか。
- グローバルな議論の状況に十分な目配りがなされているか。
- 関係する委員会・分科会との連携がなされているか。
- 提言発出後も、関係する市民や団体、関係機関との意見交換や公開シンポジウムを行うなど、提言の実現に努力するか。等

※これらの確認事項は(2)総合的・中長期的課題の設定に当たっても留意する。

- 「見解」については、「提言」と並ぶ重要な「意思の表出」としての質を担保するために、その取りまとめに当たって、上記確認事項1)～5)に準拠していることを部、委員会等が主体的に確認することとし、科学的助言等対応委員会はその案の審議に際して当該確認が適切に行われていることを確認する。

(2) 総合的・中長期的課題に関わる提言等発出とそのための仕組み

- 総合的・俯瞰的な見地からの科学的助言が必要とされる、学術会議が学術分野横断的に取り組む精選されたテーマは、総会での議論や会員等からの意見、分科会等からの提案を踏まえて、幹事会で設定する。
（例えば、カーボンニュートラル（ネットゼロ）、研究力強化、パンデミックと社会、トランスサイエンスと科学的助言 etc.）
- 総合的・中長期的課題に学術会議総体で取り組むために、関連する委員会、分科会等が参加する「連絡会議」を設置している（これまでに3つの連絡会議を設置）。「連絡会議」が扱う課題と関係するテーマの場合には、「連絡会議」との情報共有、連携を図りつつ、提言発出等の取組を進める。

(3) 緊急に科学的助言が求められる事態における提言等の扱い

- これまでの経験をもとに、災害対応など緊急に科学的助言が求められる事態における提言等の取り扱いについては幹事会で検討する。その際、学協会と連携した情報発信についても検討する。

(4) 社会からの課題解決の要請等を勘案したテーマ設定方法の検討

- 学協会、政策関係者、専門職団体、産業界、市民、NGO・NPO 等との意見交換を行うなど、テーマの設定に際し、広く社会からの課題解決の要請等を勘案する方法についても検討する。その際、各省庁に置かれる審議会と学術会議との差別化について留意する。
- 立法・司法への科学的助言のあり方について協議するための意見交換についても検討する。

(5) 「意思の表出」の作成にあたっての意見交換の実施

- 提言等の作成にあたっては、当該課題に関して適切な情報収集を図ることなどを目的に、(4)に掲げる関係団体との意見交換を行う。ただし、日本学術会議の職務の独立性（日本学術会議法第3条）を確保した上で行う。

(参考) 日本学術会議法

第三条 日本学術会議は、独立して左の職務を行う。

- 一 科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。
- 二 科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。

(6) 査読のあり方

- 答申、勧告、要望、声明、提言、見解、報告、回答のいずれの場合も、関連する部や委員会又は科学的助言等対応委員会における査読を経た上で、幹事会、科学的助言等対応委員会又は関係する部への審議付託を行う。科学的助言等対応委員会における査読ルールの明確化とその公表を検討する（査読者の人数、査読者の公表、査読の観点など）。
- 特に、答申、勧告、要望、声明、提言、回答については、学術会議の独立性が担保されることを前提に、査読者に会員・連携会員以外の者で当該課題について専門的知識を有する者を加えることを原則とする。

(7) 答申、勧告、要望、声明、提言、回答については記者公表等を行う（見解、報告も実施可）。

また、特に国際的発信を行うことが適当なものについては、英語版を作成するとともに、その他のものについても要旨の英語版を作成することを検討する。インパクト・レポートの在り方を含む、「提言」等の波及効果を確認する方法については今後検討する。

2. 分科会等の設置及び活動の見直し

「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和3年4月22日日本学術会議）（抜粋）

2 日本学術会議の意思の表出と科学的助言機能の強化

【改革の方向性】

日本学術会議からの意思の表出に求められる中長期的視点と俯瞰的視野と分野横断的な検討の3点が担保されているかをつねに自己点検し、学協会等の提言との役割分担も求められます。

【具体的な取組】

(1) 日本学術会議内部での意思形成の仕組みの改革

① 課題設定から意思決定までのプロセスの改革

また、第26期には新たな枠組みで審議ができるようにするために、現在の分科会設置のあり方の見直しを行い、常設的に設けるべき分科会（例えば国際学術団体対応分科会等）、数期にわたって継続的に設置する分科会、当該期限りの分科会などの整理を行うとともに、課題適切的な合同分科会の設置を目指します【第25期中に次期の分科会設置方針を確定】。

(3) 中長期的な科学的助言のあり方

日本学術会議の行う科学的助言の中には一期3年で完結し得る助言がある一方で、より中長期的な審議とフォローアップを行うべき助言も少なくありません。例えば、2030年までを見越して国際的に取り組まれている「持続可能な開発目標（SDGs）」、粘り強い対応の求められる基礎研究力強化、オープンサイエンスなどに関する助言が想起されます。これら期をまたいで審議を継続すべき助言について常設委員会化も含めて検討するとともに、上述のとおり、今期中に第26期の分科会設置の大きな枠組みについて整理を行います。

- (1) すでに今期の活動が始まっていることから、直ちに抜本的是正を図ることは困難であるが、予算、人員などの条件も勘案しつつ、今期（第25期）中に可能なところから改善に着手（未活動の分科会の廃止や、関連する分科会の統合等）するとともに、次期（第26期）に向けて設置される分科会等の設置基準、適正数、適正規模（委員数）等の検討を進める。
- (2) 緊急時や新規課題に対応できるような分科会設置の手続き、あり方（期をまたいだ分科会活動を含む）等についても検討する。
- (3) 「提言」等の策定に特化しない分科会活動のあり方についても検討する。
→日本学術会議法に定められた任務等に関わる諸活動の推進にも注力する必要がある。
 - ・「科学を反映浸透させる活動」：公開シンポジウム、サイエンス・カフェ etc.
 - ・「科学に関する研究の連絡」：学協会等との対話活動、国際学術団体への関与等
- (4) 小委員会のあり方についても、早急に検討する。

3. 見直しの手順（予定）

まずは会則改正が必要となる「Ⅰ 日本学術会議の意思の表出方法について」から見直しを行い、その後分科会の在り方についても見直しの議論を行う。

令和3年10月 会員、連携会員（委員会・分科会の委員長を務める方）との意見交換

11月 意見交換を踏まえて、幹事会等において議論

12月 上記議論を踏まえ、会則を改正する場合は総会において決定（出席会員の3分の2以上の賛成）。その場合、関連規定も幹事会において改正。

4. その他

上記見直しの際に発出が予定されている提言等については、1(1)の見直し状況を踏まえ、それに準じた確認等を行った上で、その扱いについては幹事会で検討する。

※前期までの議論を取りまとめた「報告」については、「提言」とはその性質が異なること、実質的に前期までの検討の成果であることから、従前のおりの手続とする。

<会則改正案>

(意思の表出)

第二条 学術会議は、日本学術会議法（以下「法」という。）第四条に定める諮問に対する答申及び法第五条に定める勧告のほか、法第三条第一号の職務として、次に掲げる意思の表出をすることとし、その表出主体及び定義は別表のとおりとする。

- 一 要望
- 二 声明
- 三 提言
- 四 見解
- 五 報告
- 六 回答

(委員会に置かれる分科会、小分科会又は小委員会)

第二十七条 (略)

2 委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる。ただし、法第四条の諮問に対する答申及び法第五条の勧告並びに第二条に規定する意思の表出（見解提言及び報告を除く。）に関してはこの限りでない。

別表（第二条関係）

種類	表出主体	定義
要望	学術会議	法第五条各号に掲げる事項に関し、学術会議が政府及び関係機関等に実現を望む意思表示をすること。
声明	学術会議	法第五条各号に掲げる事項に関し、学術会議がその目的を遂行するために特に必要と考えられる事項について、意見等を発表すること。
提言	学術会議	法第五条各号に掲げる事項に関し、学術会議が科学的知見に基づき総合的・俯瞰的な見地から政府や関係機関、広く社会に向けた提案を発表すること。
見解	部、委員会、分科会又は若手アカデミー	法第五条各号に掲げる事項に関し、部、委員会、分科会又は若手アカデミーが科学的知見に基づき専門的な見地から政府や関係機関、広く社会に向けた提案を発表し、又は、社会的な議論を喚起するため多様な意見を提示すること。
報告	部、委員会、分科会又は若手アカデミー	法第五条各号に掲げる事項に関し、部、委員会、分科会又は若手アカデミーが審議の結果を発表すること。
回答	学術会議	関係機関からの審議依頼（法第四条の諮問を除く。）事項に対し、学術会議が回答すること。

※施行日について

- ・会則改正は12月総会において承認いただく。また、総会での議論を踏まえて、12月幹事会において諸規定を整備し、会則改正とあわせて令和4年1月施行とする。

会則改正に伴う関係規定の整備について（案）

令和3年12月 日本学術会議幹事会

次回総会において意思の表出に関する会則改正を含む科学的助言の見直しに関する提案が了承されることとなった場合、その運用に際して必要となる以下の内容について、同月末に開催される幹事会において関係規定を整備（新設又は現行規定を改廃）することとしたいと考えています。会則改正等に係る提案についてご検討いただく際に、あわせてご参照ください。

意思の表出等の種類について.....	2
意思の表出の手続について（別添フローチャート参照）	4
科学的助言等対応委員会のイメージ	9
査読について.....	10
意思の表出の周知方法について	11
意思の表出の英訳について.....	13
他に検討すべき事項	14
施行期日等.....	14

意思の表出等の種類について

1. 法に基づくもの

決定は総会において行うこととし、特段の事情があると会長が認める場合には幹事会において決定することができる。表出主体は学術会議とする。

答申：法第四条に基づく政府からの諮問を受けて、日本学術会議が科学者の代表機関として、専門的見地に基づき総合的に検討して発出する。必要に応じて、審議のための課題別委員会、幹事会附置委員会等を設置することができる。

勧告：法第五条に基づき、学術会議が科学者の代表機関として、専門的見地に基づき総合的に検討してその実現を強く政府に求める必要があると判断した事項について発出する。必要に応じて、審議のための課題別委員会、幹事会附置分科会等を設置することができる。

2. 会則第二条に基づくもの（学術会議としての意思表示や意見の表明）

決定は総会において行うこととし、特段の事情があると会長が認める場合には幹事会において決定することができる。表出主体は学術会議とする。

要望：学術会議が、具体的な施策の実現を政府や関係機関等に求める必要があると判断した場合に発出する。

声明：学術会議がその目的を遂行するために特に必要と考えられる事項について、自らの意見を政府や関係機関、広く社会に向けて表明する場合に発出する。

3. 会則第二条に基づくもの（政府や関係機関への助言や社会への提案）

提言：法第五条各号に掲げる事項に関し、学術会議が科学的知見に基づき総合的・俯瞰的な見地から政府や関係機関に対して助言し、あるいは広く社会に向けて提案を行う必要がある場合に発出する。表出主体は学術会議とする。別に定める手続きによる査読・承認を経た上で、幹事会において決定する。

見解：法第五条各号に掲げる事項に関し、学術会議内の部、委員会、分科会又は若手アカデミーが、それぞれの専門的な科学的知見に基づき政府や関係機関に対して助言し、あるいは広く社会に向けて提案を行う必要がある場合、又は、社会的な議論を喚起するため多様な意見を提示する必要がある場合に発出する。表出主体は策定した部、委員会、分科会又は若手アカデミーとする。別に定める手続きによる部等による査読・承認を経た上で、科学的助言等対応委員会において決定する。

回答：政府からの審議依頼（法第四条の諮問を除く。）を受けて、日本学術会議が科学者の代表機関として、専門的見地に基づき総合的に検討して発出する。表出主体は学術会議とする。必要に応じて、審議のための課題別委員会、幹事会附置委員会等を設置することができる。別に定める手続きによる査読・承認を経た上で、幹事会において決定する。

4. 会則第二条に基づくもの（審議結果の公表）

報告：法第五条各号に掲げる事項に関し、部、委員会、分科会又は若手アカデミーが審議の結果を報告・公表するもの。表出主体は当該部、委員会、分科会又は若手アカデミーとする。別に定める手続きによる部等による査読・承認を経た上で、部又は科学的助言等対応委員会において決定する。

5. 会則第三条に基づくもの（国際活動）

共同声明：諸外国のアカデミー等と共同で取りまとめて、それらの会長等の連名により公表するもの。幹事会はその案文について会長に助言を行う。

※国際的な情報発信：答申、勧告、要望、声明、提言及び回答は、国際的な発信を行うことが適当な場合には、英語版を作成し、公表する。また、その他の場合においても原則として要旨の英語版を作成し、公表する。

注1：上記1～4のいずれも、当該意思の表出を発出した後の直近に開催される総会に報告するものとする（総会において決定されたものを除く。）。

注2：外部へ公表する資料を適切に管理することを目的とする「記録」については、現行の運用（平成20年1月24日・日本学術会議第50回幹事会決定）を基本的に踏襲することとし、今般の会則改正等との関連で必要があれば適宜見直しを行う。

<備考>

上記に掲げたもののほか、慶弔時又は緊急時への対応その他学術会議の運営に関して必要な場合には、会長又は幹事会の判断により以下の意見表明を行うことができる。

会長談話：慶弔時又は緊急時において広く国民に対して意見を表明することが必要と判断される場合に、あらかじめ幹事会の意見を聞いて会長が発出するもの。

会長メッセージ：主として会員又は連携会員に対し、あらかじめ幹事会の意見を聞いて会長が意見を表明するもの。

幹事会声明：緊急に意思の表明を求められるような事態が発生した際に、幹事会の判断により発出するもの。発出は幹事会メンバーの連名による。

【関連規定】

- 日本学術会議会則（平成十七年十月二十四日日本学術会議規則第三号）
- 外部へ公表する文書の取扱いについて（平成20年1月24日日本学術会議第50回幹事会決定）
- 日本学術会議会長談話及びメッセージについて（平成21年5月18日日本学術会議会長決定）

意思の表出の手続について（別添フローチャート参照）

1. 提案

- (1) 部、委員会、分科会又は若手アカデミー（以下「分科会等」という。）が意思の表出（答申、勧告、要望、声明、提言、見解、回答又は報告）を行うことを希望する場合、分科会等の長は、その分科会等が所属する部又は委員会その他の関係する分科会等との調整を行った上で、科学的助言等対応委員会に意思の表出を行おうとする検討課題及び意思の表出の種類を申し出る。
- (2) 科学的助言等対応委員会は、申し出のあった検討課題について、過去10年間に行われた意思の表出との関連等について検討し、当該検討課題の申し出を行った分科会等の長に助言を行う。
- (3) 科学的助言等対応委員会は、分科会等が勧告、要望、声明又は提言（以下「提言等」という。）の発出を希望する場合、以下の事項を満たしているか確認する。
 - ①個別分野のみに関わり学協会等で代替可能ではないか。
 - ②読者・名宛人を明確にして立案しているか。
 - ③関係する市民や団体、関係機関などとの意見交換の場を設けているか。
 - ④異論に対する公平な取り扱いがなされているか。
 - ⑤グローバルな議論の状況に十分な目配りがなされているか。
 - ⑥関係する委員会・分科会との連携がなされているか。
 - ⑦提言等発出後も、関係する市民や団体、関係機関との意見交換や公開シンポジウムを行うなど、提言等の実現に努力するか。
- (4) 分科会等が提言等の発出を希望する場合、分科会等の長は、その分科会等が所属する部又は委員会その他の関係する分科会等との調整を行った上で、科学的助言等対応委員会に提言等の骨子を提出する。
- (5) 科学的助言等対応委員会は、提出された骨子の内容に基づき、適切な意思の表出の種類（見解又は報告を含む。）、分科会等の審議において留意すべき事項等について当該骨子を提出した分科会等の長に助言を行う。
- (6) 科学的助言等対応委員会は、分科会等が想定している意思の表出の種類とは異なる種類とすることを助言しようとする場合には、あらかじめ当該骨子を提出した分科会等の意見を聴く。
- (7) 分科会等が科学的助言等対応委員会による助言に不服がある場合には、当該分科会等の長は幹事会に対して申立てを行うことができる。申立てを受けた幹事会

は、申立てを行った分科会等の長、科学的助言等対応委員会の長その他の関係者から意見を聴いて、当該申立てに対する幹事会としての判断を示す。申立てを行った分科会等の長は、幹事会が示した当該判断の趣旨を尊重して意思の表出を行う。

(8) 幹事会は、総合的・俯瞰的な見地からの科学的助言が必要であると認める検討課題があるときは、当該検討課題に関係する分科会等に意思の表出の案の作成を依頼することができる。この場合において、幹事会が複数の分科会等に対して共同して案の作成を依頼することも妨げない。

(9) 意思の表出（見解及び報告を除く。）の案の作成に当たっては、検討課題に関して適切な情報収集を図ること等を目的として、学協会、政策立案者、専門職団体、産業界、NGO・NPO等の関係団体との意見交換を行う。その際、法第3条に定める職務の独立性が確保されるよう留意する。

2. 査読及び審議

(1) 勧告、答申、要望又は声明

① 分科会が勧告、答申、要望又は声明の案を作成したときは、分科会の長は、その分科会が置かれる委員会に案を提出することとし、当該委員会による査読を受けるとともに、当該委員会の承認を得る。分野別委員会に置かれる分科会の場合には、その分科会が置かれる委員会は、承認した案に関し、意義、委員会における審議経過、1(3)①～⑦を満たしていることを確認した旨等を記載した承認書を作成する。

② 前項の承認を得た場合には、分科会の長は、科学的助言等対応委員会に勧告、答申、要望又は声明の案を提出し、科学的助言等対応委員会による査読を受ける。分野別委員会に置かれる分科会の場合には、分科会の長は、承認を得た委員会が作成した承認書を添付する。

③ 部、委員会又は若手アカデミーが勧告、答申、要望又は声明の案を作成したときは、その長は、科学的助言等対応委員会に案を提出し、科学的助言等対応委員会による査読を受ける。

④ 科学的助言等対応委員会による査読は、当該委員会を組織する者又は当該委員会が指名する者（会員又は連携会員でない者も含む。）により行う。その際、学術会議の独立性が担保されることを前提に、会員・連携会員以外の者で当該課題について専門的知識を有する者を加えることを原則とする。また、勧告、答申、要望又は声明の案が法律の制定改廃又は教育課程の改編に係る提案を内

容とする場合など、科学的助言等対応委員会の長が必要と認めるときは、当該分野を専門とする者（会員又は連携会員でない者を含む。）の意見を聴く。

- ⑤ 科学的助言等対応委員会による査読を終了した場合には、分科会等の長（分科会の場合は当該分科会が置かれる委員会の委員長）は、幹事会に勧告、答申、要望又は声明の案を提出する。
- ⑥ 勧告、答申、要望又は声明は、学術会議を表出主体とし、総会の承認を経て発出する。ただし、特段の事情があると会長が認める場合には、幹事会の承認を得て発出することができる。

（２）提言又は回答

①～⑤ 上記（１）①～⑤に同じ

- ⑥ 提言又は回答は、学術会議を表出主体とし、幹事会の承認を経て発出する。ただし、会長、副会長及び各部の役員のすべてが委員となることとされている課題別委員会及び幹事会の附置委員会については、当該委員会での承認に代えることができる。

（３）見解

- ① 分科会（分野別委員会に置かれるものに限る。）が見解の案を作成したときは、分科会の長は、その分科会が置かれる委員会に案を提出することとし、当該委員会による査読を受けるとともに、当該委員会の承認を得る。当該委員会は、承認した案に関し、意義、委員会における審議経過、⑦ア）～オ）を満たしていることを確認した旨等を記載した承認書を作成する。
- ② 前項の承認を得た場合には、分科会の長は、承認を得た委員会が作成した承認書を添付して、所属する部に見解の案を提出することとし、当該部による査読を受けるとともに、当該部の承認を得る。
- ③ 分野別委員会又は部に置かれる分科会が見解の案を作成したときは、その長は、所属する部に見解の案を提出することとし、当該部による査読を受けるとともに、当該部の承認を得る。
- ④ 分科会（分野別委員会又は部に置かれるものを除く。）が見解の案を作成したときは、分科会の長は、その分科会が置かれる委員会に案を提出することとし、当該委員会による査読を受けるとともに、当該委員会の承認を得る。

- ⑤ ②～④の承認を得た場合には、分科会の長又は分野別委員会の長は、科学的助言等対応委員会に見解の案を提出する。
- ⑥ 部、委員会（分野別委員会を除く。）又は若手アカデミーが見解の案を作成したときは、その長は、科学的助言等対応委員会に案を提出する。
- ⑦ ②～④の部及び委員会における査読並びに⑥の科学的助言等対応委員会における審議においては、以下の事項を満たしているか確認する。ただし、以下の事項を満たすことが困難な場合には、その理由の説明を求める
 - ア) 個別分野のみに関わり学協会等で代替可能ではないか。
 - イ) 読者・名宛人を明確にして立案しているか。
 - ウ) 関係する市民や団体、関係機関などとの意見交換の場を設けているか。
 - エ) 異論に対する公平な取り扱いがなされているか。
 - オ) グローバルな議論の状況に十分な目配りがなされているか。
- ⑧ 分科会等が見解を発出しようとする場合、あらかじめ科学的助言等対応委員会の承認を得る。

(4) 報告

- ① 分科会(分野別委員会に置かれるものに限る。)が報告の案を作成したときは、分科会の長は、その分科会が置かれる委員会に案を提出することとし、当該委員会による査読を受けるとともに、当該委員会の承認を得る。当該委員会は、承認した案に関し、意義、委員会における審議経過等を記載した承認書を作成する。
- ② 前項の承認を得た場合には、分科会の長は、承認を得た委員会が作成した承認書を添付して、所属する部に報告の案を提出する。
- ③ 分野別委員会又は部に置かれる分科会が報告の案を作成したときは、その長は、所属する部に案を提出する。
- ④ 分科会（分野別委員会又は部に置かれるものを除く。）が報告の案を作成したときは、分科会の長は、その分科会が置かれる委員会に案を提出する。
- ⑤ 部、委員会（分野別委員会を除く。）又は若手アカデミーが報告の案を作成したときは、その長は、科学的助言等対応委員会に案を提出する。
- ⑥ 分科会等が報告を発出しようとする場合、分野別委員会、分野別委員会に置

かれる分科会及び部に置かれる分科会の場合はその委員会又は分科会が所属する部の承認を、分野別委員会又は部以外の組織に置かれる分科会の場合はその分科会が置かれる委員会の承認を、それ以外の場合は科学的助言等対応委員会の承認をそれぞれあらかじめ得る。

【関連規定】

- 日本学術会議の運営に関する内規（平成 17 年 10 月 4 日日本学術会議第 1 回幹事会決定）
- 部、課題別委員会及び幹事会の附置委員会による勧告・要望・声明・提言・報告の作成手続きに関するガイドライン（平成 19 年 5 月 24 日日本学術会議第 38 回幹事会決定）
- 幹事会における提言及び報告の審議の手順について（平成 29 年 12 月 22 日日本学術会議第 258 回幹事会申合せ）

科学的助言等対応委員会のイメージ

(位置付け)

- 幹事会附置委員会

(任務)

- 以下の事項について対応
 - ・意思の表出の発出を検討している分科会等から、検討課題及び意思の表出の種類
の申し出を受け、申し出のあった検討課題について、過去10年間に行われた意
思の表出との関連等について助言
 - ・意思の表出の発出を検討している分科会等から、勧告、要望、声明又は提言の骨
子の提出を受け、当該骨子等の内容に基づき、意思の表出の種類、分科会等の審
議において留意すべき事項等について助言
 - ・勧告、答申、要望、声明、提言又は回答の案の査読（関係する市民や団体、関係
機関などとの意見交換の報告の聴取を含む。）
 - ・見解の案について審議（当該案を承認した場合は、幹事会に報告）
 - ・部、委員会（分野別委員会を除く。）又は若手アカデミーが作成する報告の案につ
いて審議 等

(構成)

- 以下の者をもって組織
 - ・副会長から1名
 - ・各部の副部長
 - ・各部の幹事からそれぞれ1名
 - ・会員又は連携会員から各部につき3名
 - ・委員長の求めに応じ、分野別委員会委員長その他の必要と認める者（会員又は連
携会員でない者を含む）が参画

(設置期限)

- 令和5年9月30日まで

(庶務)

- 事務局（総合企画調査推進チーム）

査読について

科学的助言等対応委員会、部等における査読においては、主に以下の観点について確認を行うこととしつつ、各部等の判断で査読の具体的な手順、査読期間の目安等について別に定めることを妨げないものとする。

- 日本学術会議内における整合性
- 委員会・分科会の設置趣旨との整合性
- 過去10年間の公表文書との通時的な整合性
- 科学者の内外に対する代表機関が発信するに相応しい論理性と倫理性、内容の実行可能性と受容可能性
- 読みやすさ
- 記述・主張を裏付けるデータ、適切な引用、出典・参考文献の明記
- 利益誘導と誤解されることのないような配慮
- 異なる意見の公平な取扱い

- 意思の表出の種類と内容の整合性
- 勧告、要望、声明、提言（以下「提言等」という。）とする場合の確認事項（見解の場合は、①～⑤に準拠している旨を部又は委員会等において適切に確認されていることの確認を行う。）
 - ①個別分野のみに関わり学協会等で代替可能ではないか。
 - ②読者・名宛人を明確にして立案しているか。
 - ③関係する市民や団体、関係機関などとの意見交換の場を設けているか。
 - ④異論に対する公平な取り扱いがなされているか。
 - ⑤グローバルな議論の状況に十分な目配りがなされているか。
 - ⑥関係する委員会・分科会との連携がなされているか。
 - ⑦提言等発出後も、関係する市民や団体、関係機関との意見交換や公開シンポジウムを行うなど、提言等の実現に努力するか。
- 査読者の氏名は、意思の表出の公表資料に明記【P】

【関連規定】

- 部、課題別委員会及び幹事会の附置委員会による勧告・要望・声明・提言・報告の作成手続きに関するガイドライン（平成19年5月24日日本学術会議第38回幹事会決定）
- 会長メッセージ「提言等の円滑な審議のために」（平成26年5月30日）
- 会長メッセージ「「提言等における異なる意見の発出の意義と重要性について」（令和2年1月31日）

意思の表出の周知方法について

日本学術会議の意思の表出の政府内への周知方法については、以下のとおり取り扱うこととする。ただし、会長が必要があると認める場合には、以下にかかわらず、別の取扱いをすることができるものとする。

意思の表出の種類	表出主体	周知方法
勸告	学術会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会長より、内閣総理大臣に対して、手交（手交の際は内閣総理大臣宛て会長名の公文書を添付する。）。 ・会長より、各大臣（内閣総理大臣を除く。）宛て、公文書を添付し配付。 ・事務連絡により、内閣官房副長官、内閣官房副長官補（内政）、内閣総務官及び各省に配付（会長がこれらに準ずると認める配付先がある場合には、当該配付先にも併せて配付するものとする。）。
要望 声明 提言	学術会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会長より、各大臣宛て、公文書を添付し配付。 ・事務連絡により、内閣官房副長官、内閣官房副長官補（内政）、内閣総務官及び各省に配付（会長がこれらに準ずると認める配付先がある場合には、当該配付先にも併せて配付するものとする。）。
提言 見解 報告	部、委員会、分科会又は若手アカデミー	<ul style="list-style-type: none"> ・事務連絡により、各省に配付（会長がこれに準ずると認める配付先がある場合には、当該配付先にも併せて配付するものとする。）。
答申	学術会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会長より、諮問者に対して、答申を手交（手交の際は諮問者宛て会長名の公文書を添付する。）。 ・必要に応じ、事務連絡により、各省に配付（会長がこれに準ずると認める配付先がある場合には、当該配付先にも併せて配付するものとする。）。
回答	学術会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会長より、審議依頼者に対して、回答を手交（手交の際は審議依頼者宛て会長名の公文書を添付する。）。ただし、審議依頼者が大臣、副大臣及び大臣政務官（会長がこれらに準ずると認める者を含む。）のいずれでもない場合には、審議依頼者あて会長名の公文書を添付し、配付することで代えることができる。 ・必要に応じ、事務連絡により、各省に配付（会長がこれに準ずると認める配付先がある場合には、当該配付先にも併せて配付するものとする。）。

上記に定めるもののほか、必要に応じ、記者公表、記者会見等を行う。また、意思の表出の内容に応じ、関係する学協会その他の機関又は団体に対して周知を行う。

【関連規定】

- 日本学術会議の意思の表出の政府内への周知方法について（平成 22 年 2 月 25 日日本学術会議第 90 回幹事会決定）

意思の表出の英訳について

1. 英訳については、元となる日本語の意思の表出等と同じ内容であることを原則とする。英訳の際、内容を変更する必要がある場合は、元となる日本語の意思の表出等を改定した上で、英訳を作成する。
2. 英訳については、元となる意思の表出等を策定した委員会等の責任において、翻訳を行い、元となる意思の表出等と訳文との間に齟齬がないことを確認し、公表する。また、英訳の冒頭で、既存の意思の表出等の英訳であることを明記する。
3. 英訳を作成した際には、外部に公表する前に、作成の事実と作成した文書の概要等を幹事会へ報告する。やむを得ず公表前に報告することができなかった場合には、公表後直近の幹事会へ報告する。
4. 記録に付される文書番号については、日本語版と同一のものとする。
5. 意思の表出等の名称の英訳は、別表（改正案）のとおりとする。

別表

意思の表出等	英訳（改正案）	英訳（現行）
勧告	<u>Recommendation to the government</u>	Advisory opinion
答申	<u>Report Findings</u>	Response to consultation
要望	Request	Request
声明	Statement	Statement
提言	Recommendation	Recommendation
<u>見解</u>	<u>Advisory Opinion</u>	(新設)
報告	Report	Report
回答	Response	Response
記録	Record	Record

※英訳を改正する場合には、従前との英訳の使い分けについて、混乱しないような注記が必要

【関連規定】

○意思の表出等の英訳の取扱いについて(平成28年6月24日日本学術会議第230回幹事会決定)

他に検討すべき事項

上記のほか、

- ・ 緊急事態における意思の表出に係る対応
- ・ 意思の表出の様式、チェックシート、補足資料、要旨
- ・ 事後評価の対応（インパクト・レポートの記載内容等）等

についても、今般の提言等の見直しの趣旨を踏まえた修正等をあわせて行うこととします。

【関連規定】

- 緊急事態における日本学術会議の活動に関する指針（平成 26 年 2 月 28 日日本学術会議第 188 回幹事会決定）
- 日本学術会議の意思の表出における取扱要領（平成 18 年 6 月 22 日日本学術会議第 18 回幹事会決定）

施行期日等

- ・ 会則改正が 12 月総会において承認された場合には、総会での議論を踏まえて、12 月幹事会において本資料に掲げた諸規定を整備し、会則改正とあわせて令和 4 年 1 月施行とする。
- ・ 整備した諸規定については、その運用状況等に鑑み、1 年後を目途に必要な見直しを行う。

【現行】

〔機能別委員会〕

『科学と社会委員会 課題別審議等査読分科会』

※課題別委員会、幹事会附置委員会作成の提言等の査読を実施。
 なお、分野別委員会・分科会作成の提言等の査読は各部、委員会において実施

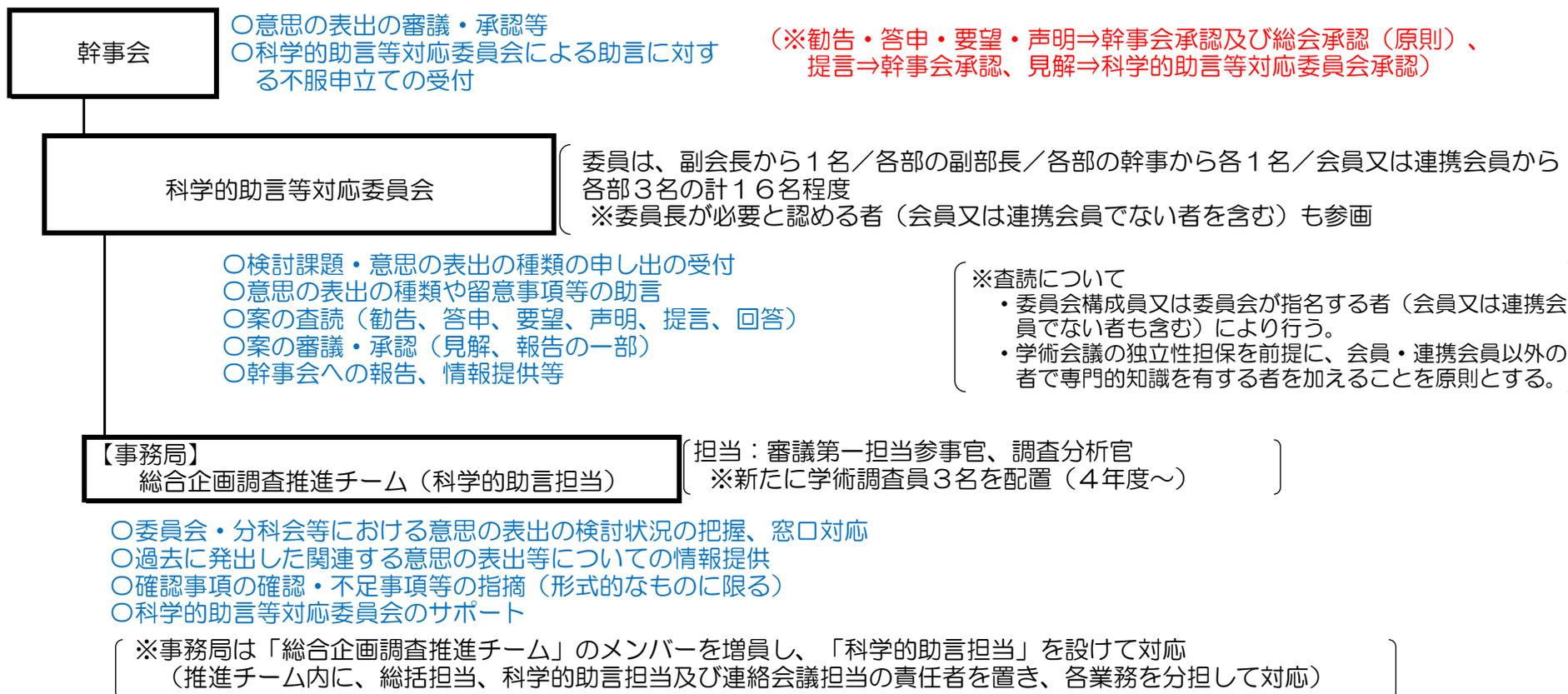
⇒

【変更後】

〔幹事会附置委員会〕

『科学的助言等対応委員会』

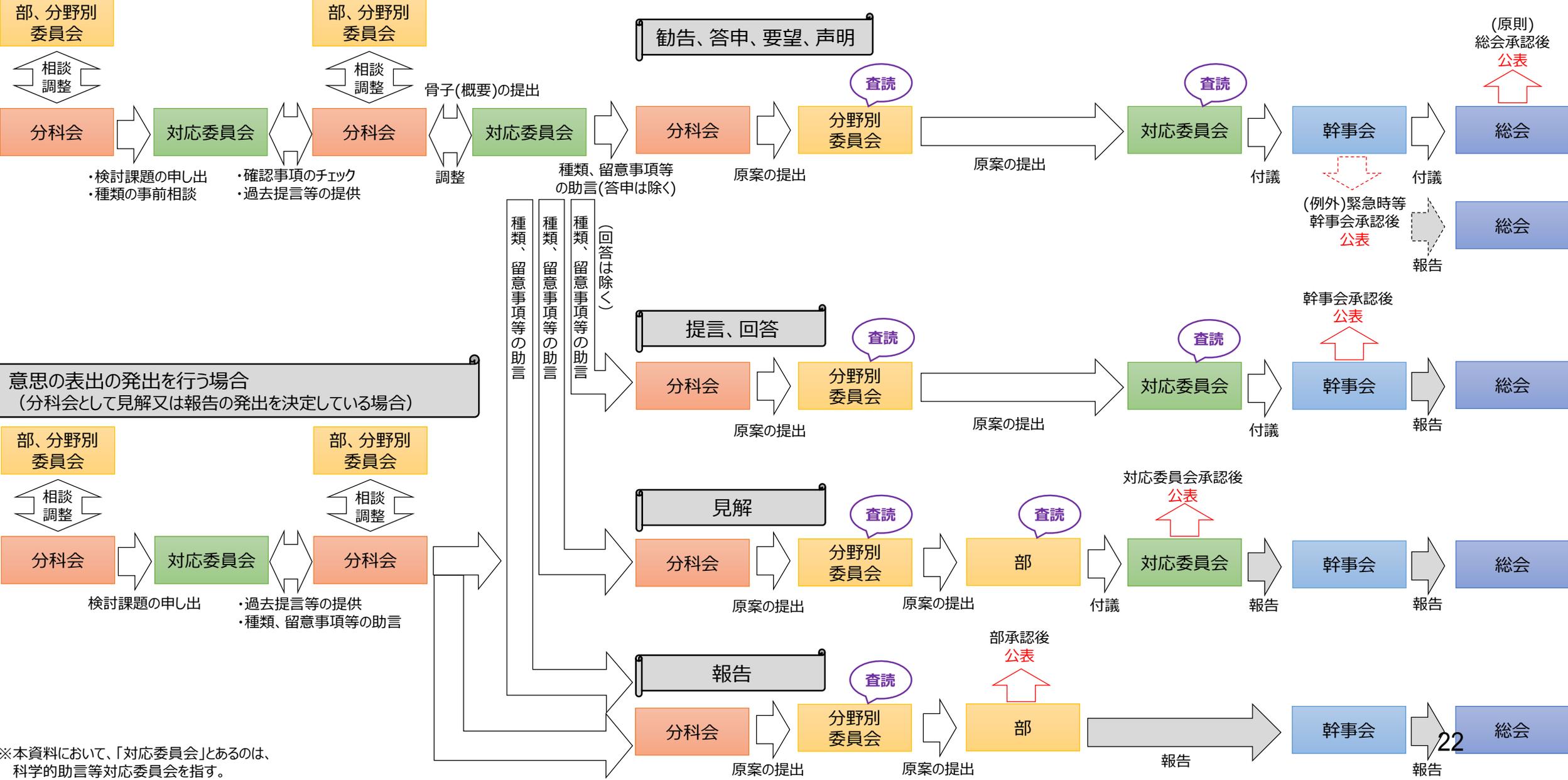
※分野別委員会・分科会、課題別委員会、機能別委員会等のすべての委員会が作成する意思の表出（報告の一部を除く）の査読又は審議を実施



分野別委員会分科会における審議の結果を意思の表出として公表する場合

意思の表出の発出を行う場合
(分科会として見解又は報告の発出を決定している場合を除く)

※課題別委員会、機能別委員会、幹事会附置委員会について
 ▶ 分科会における審議の結果を意思の表出とする場合は、その分科会が置かれる委員会が査読を行う。
 ▶ 委員会における審議の結果を意思の表出とする場合は、対応委員会が査読を行う。



※本資料において、「対応委員会」とあるのは、科学的助言等対応委員会を指す。

未来の学術振興に向けた重要な学術研究の取りまとめについて

【日本学術会議を取り巻く状況の変化】

- 「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（第182回総会決定）を踏まえた科学的助言機能の強化
→ 中長期的視点、俯瞰的視野、分野横断的な検討を重視
- 気候変動、カーボンニュートラル等のサステナビリティや新型コロナウイルス感染症対応等の取組への社会的関心の高まり
→ 社会と学術・科学技術、行政と学術との関わりの変化
- 「マスタープラン」に対する内外の意見
→ 個別分野に閉じた計画が多く分野横断や学際的な取組が不十分ではないか。当面の予算確保を意識するあまり中長期的視点に欠けるものもあるのではないか。提案・選定された計画の数に分野間で大きな偏りがある 等

第21期以降、学術的意義の高い大型研究計画を広く網羅的に体系化し、我が国の大型研究計画のあり方に一定の指針を与えてきた「**マスタープラン**」を今期は策定しない。代わって以下の新たな取組を立ち上げる。

【新たな取組に係る問題意識】

- 我が国の研究力について国際的な競争力の低下が懸念される中、中長期的な学術振興の観点から各分野で構想されている重要な学術研究計画を網羅し、それらに対する学術的な意義や社会的価値、計画の妥当性等について我が国の科学者コミュニティとしての考え方を取りまとめて明らかにすることは学術会議が引き続き果たすべき重要な役割。
- 社会が複雑化し、学際的・分野融合的な研究の重要性が一層増す中、重要な学術研究計画を網羅するだけでなく、骨太な未来の学術振興のビジョンを提示し、複数の研究コミュニティが連携した複合的な研究計画や、人文・社会科学分野が中核的に関わる中長期的な重要な研究計画等をも積極的に掘り起こし、取り上げていくことが必要。
- 策定の過程を通じ、各学術分野において中長期的な研究の方向性や道筋が活発に議論され、他のコミュニティとの情報・意見交換等による科学者コミュニティ全体の活性化、新たな知的基盤の形成促進等も期待。



科学者委員会「**学術研究振興分科会**」に対し、意思の表出に係る新たな仕組みの下、改めてとりまとめの意義、未来の学術振興のビジョン、対象とすべき研究計画の要件等を整理・検討し、**今期中に未来の学術振興に向けた重要な学術研究の骨太な取りまとめ**を行うことを要請